

# 労基のひろば・いしかわ

冬季号

 編集 公益社団法人 石川県労働基準協会連合会  
 発行 Tel. 076-254-1265

## 11月は「過重労働解消キャンペーン」期間です。

長時間労働削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組について、石川労働局長から下記のとおり要請書が発出されましたので、お知らせいたします。

要請書にありますとおり、皆様には、長時間労働削減を始めとする働き方の見直しに向けて、各々の企業の実情に応じた取組を着実に行っていただきますよう、よろしくお願ひいたします。

平成30年10月23日

 公益社団法人石川県労働基準協会連合会  
 会長 中村俊二 殿

### 長時間労働削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組に関する要請書

石川県においては、年間総実労働時間が全国平均を上回っており、また、年次有給休暇の取得率が全国でも最低の水準にあるなど、「働き方の見直し」が重要な課題となっております。

長時間労働の削減や賃金不払残業の解消、年次有給休暇の取得促進のためには、単に法令を遵守するだけでなく、長時間労働が生じている職場においては、人員の増員や業務量の見直し、マネジメントの在り方及び企業文化や職場風土等を見直していくことが必要であり、これまでの働き方を改め、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のとれた働き方ができる職場環境づくりを進める必要があります。

このようなことから、厚生労働省としては、長時間労働の削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組を推進するため、昨年に引き続き、10月を「年次有給休暇取得促進期間」、11月を「過重労働解消キャンペーン」期間と定め、集中的な周知啓発等を行うこととしており、石川労働局においても、誰もが活躍できる働きやすい良質な雇用環境の実現を目指す「働き方改革」の取組の一環として、この取組を推進しております。

働き方の見直しに向けた取組を進めるためには、長時間労働を前提とした労働慣行から、早く帰る労働慣行への転換を図るとともに、年次有給休暇を取得しやすい雰囲気醸成するための取組等を積極的に行っていただくことが重要です。

具体的には、経営トップによるメッセージの発信や、朝型勤務、勤務間インターバル制度、フレックスタイム制、年次有給休暇の計画的付与制度などの導入、ノー残業デーの設定、年次有給休暇の取得による連休の実現（プラスワン休暇）のほか、ボランティア休暇を始めとする働く方々の実情に応じた特別な休暇制度の導入等が考えられますが、各々の企業の実情に応じた取組を着実に行っていただくことが大切です。

はたらき過ぎは危険信号、  
あなたも職場も

あなたにとって労働とはなんですか？  
働くことは大切ですが、働き過ぎは問題です。  
長時間の労働は、健康被害のリスクも高まり、  
賃金不払残業、ひいては過労死にも繋がる危険があります。  
この機会に職場環境を見直してみませんか？

～トップが決意を持って、長時間労働の削減に向けた取組を推進しましょう～

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。  
同月間に「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

貴団体におかれましては、これまで、働き方改革や夏  
の生活スタイル変革に関する周知啓発に格別の御協力を  
賜ってきたところですが、改めてこの取組の趣旨を御理解  
いただき、傘下団体・企業等に対する周知啓発に向けて  
御協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

折しも、本年7月6日、働き方改革を推進するための関  
係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）  
が公布されました。

また、同月24日には、変更された「過労死等の防止  
のための対策に関する大綱」が閣議決定され、国が取り  
組む重点対策として、長時間労働の削減に向けた取組の  
徹底や過重労働による健康障害の防止対策等が項立てさ  
れるとともに、勤務間インターバル制度の周知や導入に関  
する数値目標等が盛り込まれたところです。

この長時間労働の削減等の問題について、厚生労働  
省においては、

- ① 著しい過重労働や賃金不払残業などの撲滅に向けた監督指導の強化
- ② 休暇の取得促進を始めとした「働き方の見直し」に向けた企業への働きかけの強化

を2つの柱として、省を挙げて取り組んでいるところです。

今後とも、長時間労働の削減を始めとする働き方の見  
直しへ向け、様々な取組を実施していく方針ですので、引  
き続き、御協力をお願い申し上げます。

石川労働局長 松竹泰男

# 労基のひろば いしかわ

春季号

編集 公益社団法人 石川県労働基準協会連合会  
発行 電話 076-254-1265

## 年頭所感



公益社団法人  
石川県労働基準協会連合会  
会長 中村 俊二

新年明けましておめでとうございます。  
会員の皆様には、健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。あわせて、旧年中に賜りましたご支援、ご協力に対し厚くお礼申し上げます。

さて、昨年は、西日本豪雨、北海道胆振東部地震、県内の集中豪雨など自然災害により甚大な被害を生じました。一方、我が国の経済は緩やかな拡大が続き、景気の回復は戦後 2 番目の長さといわれましたが、他方で不安定さも指摘されております。このような中、県内では、人手不足感も強まり、労働災害の大幅な増加、災害復旧工事の入札不調などがありました。

こうした中、本年は、4月1日から働き方改革関連法が順次施行されます。企業では、改正法への円滑な準備を進めるとともに、生産性向上を図りつつ、生産年齢人口の減少、働く方のニーズの多様化などに対応し、働く人々の意欲・能力を一層発揮できる職場環境を築くことが更に大切となっています。

また、本年は、昨年増加した労働災害を減少に転じさせ、第 13 次労働災害防止計画の目標達成に向けて、関係者が一丸となって、安全衛生活動を一層活発化して行くことが必要とされています。

そして、これらの取組が亥の年にふさわしく力強く進みますよう、当会におきましても、関係機関等と連携し本年も積極的に各事業を進めてまいりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

結びに、本年が皆様にとって明るく希望に満ちた一年となりますよう心から祈念いたしまして、年頭のご挨拶といたします。

### 謹んで新春のご祝詞を申し上げます 2019年

- ◆(公社)石川県労働基準協会連合会 会長 中村 俊二
- ◆(一社)金沢労働基準協会 会長 高桑 幸一
- ◆(一社)小松労働基準協会 会長 荒木 重則
- ◆(一社)七尾労働基準協会 会長 荒木 龍平
- ◆(一社)加賀労働基準協会 会長 佐藤 龍吉
- ◆(一社)奥能登総合労働基準協会 会長 高野 憲治



厚生労働省  
石川労働局  
局長 松竹 泰男

謹んで新年のお慶びを申し上げます。  
公益社団法人石川県労働基準協会連合会の役職員並びに会員の皆様方には、日頃から労働行政の運営につきまして、格別のご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、石川県内の有効求人倍率は、昨年 1 月から 1.9 倍を超える高い水準で推移しており、雇用失業情勢は着実に改善が続いている一方で、幅広い産業間で人手不足感が非常に強まっているところです。

このような中、本年 4 月から、働き方改革関連法が順次施行されます。

「働き方改革」については、労働局を挙げて重点的に取り組んでいく事業となっています。

長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進及び非正規雇用労働者の処遇改善を推進するため、中小企業・小規模事業者への支援により企業の取組を促し、労働環境の整備・生産性の向上を図ってまいります。また、若者の就職支援や女性・高齢者の活躍促進、障害者に対する就労支援及び人材育成の強化・人材確保対策を積極的に推進するため、県など地方自治体や関係機関・団体とも緊密に連携し、地域に密着した行政運営を図ってまいります。

貴会におかれましては、これまで労働基準行政の推進について大きな役割を担っていただいているところでありますが、今後においてもより一層のご支援とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、貴会の益々のご発展と会員の皆様のご活躍・ご健勝をご祈念申し上げ、年頭のご挨拶とさせていただきます。

### 本年もよろしく申し上げます 平成31年

- ◆石川労働局 局長 松竹 泰男
- 総務部長 福井 尚、雇用環境・均等室長 入船 郁子
- 労働基準部長 篠山 賢一、監督課長 米村 祐規
- 賃金室長 澤田とも子、健康安全課長 野田 宏
- 労災補償課長 加藤 雅章、職業安定部長 衛藤 象平
- ◆金沢労働基準監督署 署長 池田 成夫
- ◆小松労働基準監督署 署長 南出 昌宏
- ◆七尾労働基準監督署 署長 小谷 一彦
- ◆穴水労働基準監督署 署長 高倉 誠

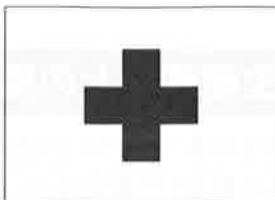




## 令和元年度全国安全週間の実施について

### 1 趣旨

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で92回目を迎えます。



この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開され、この努力により労働災害は長期的に減少していますが、全国の平成30年の死亡災害は、前年を下回ったものの、休業4日以上死傷災害については、転倒災害の増加等により3年連続で、前年を上回りました。

また、近年増加している高齢労働者対策や、今後増加が見込まれる外国人労働者対策をはじめとする、就業構造の変化及び働き方の多様化に対応等も考慮した、日々の仕事が安全なものとなるような取組が求められています。

このような状況を踏まえ、更なる労働災害の減少を図ることを決意して、令和元年度全国安全週間は、以下のスローガンの下で取り組むことにしています。

### 2 期間

令和元年7月1日から7月7日までを全国安全週間とし、同週間の実効を上げるため、同年6月1日から6月30日までを準備期間とします。

### 3 主唱者 厚生労働省、中央労働災害防止協会

### 4 各事業場の全国安全週間及び準備期間中の実施事項

- (1) 安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
  - (2) 安全パトロールによる職場の総点検の実施
  - (3) 安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等社会への発信
  - (4) 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族の協力の呼びかけ
  - (5) 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
  - (6) 「安全の日」の設定のほか全国安全週間及び準備期間にふさわしい行事の実施
- これらの他に、継続的に実施する事項として、「実施要綱」に掲げる安全活動を実施。

## 令和元年度「全国安全週間」スローガン 新たな時代に PDCA みんなで築こう ゼロ災職場

## 「平成30年度第2回石川地方労働審議会」を開催

平成31年3月12日(火)に金沢駅西合同庁舎6F共用第1会議室(金沢市西念)において、「平成30年度第2回石川地方労働審議会(会長 織田明彦 織田法律事務所弁護

士)」が開催され、石川労働局の平成30年度下半期の行政運営状況と平成31年度労働行政運営方針(案)について審議が行われました。

冒頭、松竹泰男石川労働局長からの挨拶の後、福井尚総務部長から平成30年度下半期の行政運営状況と平成31年度労働行政運営方針(案)の概要について説明がありました。

労働局からの説明後、審議会に出席した公益・労働者・使用者側の各委員からは、「働き方改革関連法」の周知、新規学卒者の在学中の職業ガイダンス、卒業後の定着支援の実施、高齢者の就労支援、労働環境の確保に向けた定期監督等の実施などについて、意見や要望が出され、それらの意見等を参考に、平成31年度取組方針に反映していただきたいと、織田会長からの発言をもって本審議会を終了しました。



審議会の光景

# 労基のひろば・いしかわ

秋季号

編集発行 公益社団法人 石川県労働基準協会連合会  
Tel. 076-254-1265

## 令和元年度全国労働衛生週間の実施について

### 1 趣旨

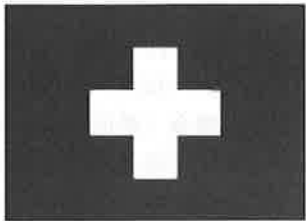
全国労働衛生週間は、昭和25年の第1回実施以来、今年で第70回を迎えます。

この間、全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきたところです。

現在、労働者の健康を巡る問題は、過重労働防止、メンタルヘルス対策、がん等の疾病のための治療と仕事の両立、化学物質の適正な取り扱いなど多岐にわたっています。

このような状況を踏まえ、第13次労働災害防止計画の2年目の取組として、平成31年4月1日に改正施行された労働安全衛生法の産業医・産業保健機能の強化、面接指導による長時間労働者の健康確保の強化等の周知や、「『過労死等ゼロ』緊急対策」(平成28年12月決定)に基づく企業におけるメンタルヘルス対策の取組の推進等の様々な対策を行っています。

このような背景から、令和元年度全国労働衛生週間は、以下のスローガンで展開し、事業場における労働衛生意識の高揚



を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることとします。

### 2 期間

準備期間：9月1日～9月30日

本週間：10月1日～10月7日

### 3 主唱者 厚生労働省、中央労働災害防止協会

### 4 実施者 各事業所

本週間及び準備期間における実施事項等の実施要綱は、ホームページ等を確認ご確認ください。

詳しくは…

石川労働局においては…

働き方改革の実現の観点も踏まえ、全国労働衛生週間準備期間中に労働者の健康管理をテーマとするセミナーを開催する予定としていますので、石川労働局のホームページもご確認ください(4ページにも掲載)。

## 令和元年度全国衛生週間スローガン 「健康づくりは 人づくり みんなでつくる 健康職場」

## 令和元年度安全衛生に係る優良事業場又は功労者に対する厚生労働大臣・石川労働局長表彰について

厚生労働省及び石川労働局では、労働安全衛生活動へ積極的に取り組んでいる事業場及び個人の表彰を決定し、全国安全週間(7月1日～7日)中の7月5日(金)に、金沢駅西合同庁舎(金沢市西念)において「令和元年度安全衛生に係る表彰式」が執り行われました。

地域の中で、安全衛生に関する水準が特に良好で他の模範と認められる事業場等に対する厚生労働大臣奨励賞、石川労働局長優良賞及び奨励賞と、地域、団体又は関係事業場における安全衛生活動において指導的立場等にあり、当該地域、団体又は関係事業場の安全衛生水準の向上発展に多大な貢献をされた個人に対する厚生労働大臣功績賞の表彰状が松竹泰男石川労働局長から受賞者に対し、それぞれ授与されました。

なお、令和元年度の受賞者は、次の名簿の事業場及び個人の皆様方(敬称略)です。

### ☆厚生労働大臣表彰

#### 【奨励賞】

◆SWS西日本株式会社宇ノ気工場(かほく市)

◆株式会社白山石川工場(羽咋郡志賀町)

#### 【功績賞】

◆多田 昌和

(独立行政法人労働者健康安全機構 石川産業保健総合支援センター 労働衛生専門職)

### ☆石川労働局長表彰

#### 【優良賞】

◆株式会社日海ダスキン石川工場(金沢市)

◆日本ガイシ株式会社石川工場(能美市)

#### 【奨励賞】

◆新越部品株式会社(珠洲市)

#### 【功績賞】

◆山下 良勝

(公益社団法人建設荷役車両安全技術協会石川県支部 技能講習講師)

◆山本 吉弘

(一般社団法人加賀労働基準協会 元専務理事)



受賞者の皆様方(前列)と石川労働局の松竹局長(前列中央)並びに労働基準部職員

# 労基のひろば・いしかわ

編集発行 公益社団法人 石川県労働基準協会連合会  
Tel. 076-254-1265



- (4) 使用者等へのリーフレットの配布、広報誌、ホームページの活用により、キャンペーンの趣旨などについて広く国民に周知を図ります。
- (5) 過重労働解消のためのセミナーを開催します。  
日時：11月15日(金) 14時～16時半  
場所：金沢商工会議所

LEC 過重労働解消 [検索](#)

このほか、過労死等防止対策推進シンポジウムを開催します。  
日時：11月20日(水) 14時～16時半  
場所：地場産業振興センター新館

過労死等防止対策推進シンポジウム [検索](#)

- (6) 都道府県労働局長が長時間労働削減に向けた積極的な取組を行っている「ベストプラクティス企業」を訪問し、取組事例をホームページなどを通じて地域に紹介します。

## 「冬季無災害運動」推進中!!

石川労働局及び金沢・小松・七尾・穴水労働基準監督署では、令和元年12月1日から令和2年2月29日までの運動期間として、「冬季無災害運動」を展開します。(石川、新潟、富山、福井の4労働局合同で実施)

毎年12月から2月にかけては、凍結等による転倒災害が多く発生しており、労働災害が発生しやすい環境下にあることから、本運動期間における一層の労働災害防止対策の実施に向けて、事業者による自主的な災害防止活動の展開と協力をお願いを呼び掛けます(下記のポスター・リーフレットを労働局及び各労働基準監督署の窓口で配布します。)

### 令和元年度過重労働解消キャンペーンの主な実施事項

- (1) キャンペーンの実施に先立ち、使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発等について、厚生労働大臣名による協力要請を行い、労使の主体的な取組を促します。また、自社の働き方改革等により、下請等中小事業者へ「しわ寄せ」が生じることのないよう傘下団体・企業等への周知啓発を、併せて要請します。なお、都道府県労働局においても同様の取組を行います。
- (2) 過重労働が行われている事業場などへの重点監督を実施します。

#### ア 監督の対象とする事業場等

- ① 長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等
- ② 労働基準監督署及びハローワークに寄せられた相談等から、離職率が極端に高いなど若者の「使い捨て」が疑われる企業等

#### イ 重点的に確認する事項

- ① 時間外・休日労働が、「時間外・休日労働に関する協定届」(いわゆる36協定)の範囲内であるか等について確認し、法違反が認められた場合は是正指導します。
- ② 賃金不払残業が行われていないかについて確認し、法違反が認められた場合は是正指導します。
- ③ 不適切な労働時間管理については、労働時間を適正に把握するよう指導します。
- ④ 長時間労働者に対しては、医師による面接指導等、健康確保措置が確実に講じられるよう指導します。

#### ウ 書類送検

重大・悪質な違反が確認された場合は、送検し、公表します。

※ 監督指導の結果、公表された場合や、1年間に2回以上同一条項の違反については是正勧告を受けた場合は、ハローワークにおいて、新卒者等を対象とした求人を一定期間受理しません。また、職業紹介事業者や地方公共団体に対しても、ハローワークと同様の取組を行うようご協力をお願いしています。

- (3) 電話相談を実施します。



ポスター、リーフレットは石川労働局ホームページに掲載しています。

石川労働局 冬季無災害運動 [検索](#)